

岩倉一期一会荘【（介護予防）短期入所生活介護】 利用料金表（概算）

（「基本ご利用料金」と「食事および居住費」の合計が基本的な利用料金概算となります）

◎基本ご利用料金（1日あたり） 介護保険利用 自己負担 1割（2割）【3割】 2024/8/1現在

自己負担他 要介護度	併設型短期 入所生活 介護費Ⅱ 多床室	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算Ⅰ	機能訓練 指導体制 加算	サービス 提供体制 強化加算 Ⅲ	介護職員等 処遇改善加 算Ⅰ	料金概算 ※送迎・食費・おやつ代・ 居住費は含まれていません
単位	単位							円
要支援1	451				12	6	算定した 総単位 数の 1,000分 の140に 相当する 単位	553 (1,106) 【1,659】
要支援2	561							682 (1,364) 【2,046】
要介護1	603	4	8	13				761 (1,522) 【2,283】
要介護2	672							842 (1,684) 【2,526】
要介護3	745							928 (1,856) 【2,784】
要介護4	815							1,011 (2,022) 【3,033】
要介護5	884							1,092 (2,184) 【3,276】

※1単位は10.33円となります。（地域区分6級地）。
※送迎料金は片道184単位が加算されます。また、通常のサービス提供区域外の送迎に関しては、別途費用をいただきます。
※加算は変更になる可能性があります。

◎食費および居住費

食費負担 (1食あたり)	朝食	420円
	昼食	550円
	夕食	475円
おやつ		100円
居住費		915円
日用品・教養娯楽費		100円
負担合計額		2,560円

※食事はご提供分のみ費用負担があります。

「特定入所者介護サービス費による食費・居住費の軽減制度について」
食費・居住費の負担が、低所得者の方にとって過重な負担とならないよう、所得に応じた低額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図る制度です。
※段階の認定は世帯の所得に応じて、市町村にて判断されます。

区分（段階）	本人・世帯の収入・所得の状況	居住費	食費
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税世帯	0円	300円
第2段階	市町村民税非課税世帯（年金収入80万円以下）	430円	600円
第3段階①	市町村民税非課税世帯（年金収入120万円以下）	430円	1,000円
第3段階②	市町村民税非課税世帯（年金収入119万円超）	430円	1,300円
第4段階	市町村民税課税世帯	915円	1,445円

※上記以外に高額介護サービス費の支給や低所得者に対する減免制度がございます。詳しくは担当者までお尋ねください。

◎その他の費用

内容	費用
施設内にある理容設備にて理容サービスを受けられた場合の費用です。パーマ、染髪は別料金となります。	1,000円/1回
施設内にある喫茶「花林」を利用された際の費用です。	200円/1杯